

2024年8月1日策定

スチュワードシップ責任を果たすための方針

企業年金スチュワードシップ推進協議会

1. 基本方針

企業年金スチュワードシップ推進協議会（以下、「協議会」という。）は、「責任ある機関投資家」の諸原則《日本版スチュワードシップ・コード》（以下、「コード」という。）において、「資産保有者としての機関投資家」（以下、「アセットオーナー」という。）に求められる、運用機関におけるスチュワードシップ活動のモニタリングについて、企業年金（確定給付企業年金を実施する事業主、企業年金基金、及び存続厚生年金基金）が協働して実施すること（以下、「協働モニタリング」という。）を目的に設置された組織です。

協議会は、アセットオーナーにより構成された組織として、コードの受け入れを表明し、企業年金から国内株式の運用委託を受けている全ての運用機関（以下、「運用機関」という。）に対し、スチュワードシップ責任を果たすため、投資先企業の持続的成長に資するよう責任ある機関投資家として行動することを求めます。

なお、運用機関は、協議会が実施する協働モニタリングへの対応を理由に、顧客である企業年金への個別の報告または説明について、省略または免除されるものではないことに留意してください。

2. コードの各原則に対する方針

（原則1）

機関投資家は、スチュワードシップ責任を果たすための明確な方針を策定し、これを公表すべきである。

協議会は、アセットオーナーにより構成された組織として、スチュワードシップ責任を果たすため、本方針を策定し、公表します。なお、協議会の正会員であるアセットオーナーは、本方針に同意のうえ協議会の活動に参加しています。

協議会は、運用機関に対して、スチュワードシップ責任を果たすための明確な方針を策定し公表（コードの受入れ）するとともに、実効的なスチュワードシップ活動を行うことを求めます。

また、協議会が実施する協働モニタリングは、効率的かつ実効的に運用機関に対するモニタリングを行うことを目的としており、協議会は、運用機関に対し、協働モニタリングへの参加、協力を求めます。

(原則 2)

機関投資家は、スチュワードシップ責任を果たす上で管理すべき利益相反について、明確な方針を策定し、これを公表すべきである。

協議会は、運用機関に対して、運用機関がスチュワードシップ責任を果たす上で管理すべき利益相反について明確な方針を策定し、これを公表することを求めます。

(原則 3)

機関投資家は、投資先企業の持続的成長に向けてスチュワードシップ責任を適切に果たすため、当該企業の状況を的確に把握すべきである。

協議会は、運用機関に対して、投資先企業の持続的成長に向けてスチュワードシップ責任を適切に果たすため、当該企業の状況を的確かつ継続的に把握することを求めます。

(原則 4)

機関投資家は、投資先企業との建設的な「目的を持った対話」を通じて、投資先企業と認識の共有を図るとともに、問題の改善に努めるべきである。

協議会は、運用機関に対して、投資先企業との建設的な「目的を持った対話」を通じて、投資先企業と認識の共有を図るとともに、サステナビリティを巡る課題も含めた問題の改善に努めることを求めます。

(原則 5)

機関投資家は、議決権の行使と行使結果の公表について明確な方針を持つとともに、議決権行使の方針については、単に形式的な判断基準にとどまるのではなく、投資先企業の持続的成長に資するものとなるよう工夫すべきである。

協議会は、運用機関に対して、議決権の行使と行使結果の公表について明確な方針を策定し公表することを求めます。また、議決権の行使結果については、コードの指針に沿って公表することを求めます。

(原則 6)

機関投資家は、議決権の行使も含め、スチュワードシップ責任をどのように果たしているのかについて、原則として、顧客・受益者に対して定期的に報告を行うべきである。

協議会は、運用機関に対して、スチュワードシップ活動の実施状況について、議決権の行使や自己評価の結果を含め、定期的に報告を求めます。

協議会は、運用機関のスチュワードシップ活動の実施状況、及び協議会による協働モニタリングの実施状況について、ウェブサイトで公表します。

(原則 7)

機関投資家は、投資先企業の持続的成長に資するよう、投資先企業やその事業環境等に関する深い理解のほか運用戦略に応じたサステナビリティの考慮に基づき、当該企業との対話やスチュワードシップ活動に伴う判断を適切に行うための実力を備えるべきである。

協議会は、運用機関に対し、投資先企業との対話やスチュワードシップ活動に伴う判断を適切に行うための実力を備えることを求めます。

なお、協議会が実施する協働モニタリングは、機関投資家が、他の投資家との意見交換を行うことやそのための場を設けるものでもあり、運用機関の投資先企業に対する対話や判断を適切に行うために有益であると考えます。

また、協議会は、加入するアセットオーナーによる意見交換の場や勉強会等の機会を設け、スチュワードシップ活動がより適切なものとなるよう努めます。

(原則 8)

機関投資家向けサービス提供者は、機関投資家がスチュワードシップ責任を果たすに当たり、適切にサービスを提供し、インベストメント・チェーン全体の機能向上に資するものとなるよう努めるべきである。

協議会は、議決権行使助言会社・年金運用コンサルタントを含む機関投資家向けサービス提供機関に対し、スチュワードシップ責任を果たすに当たり、適切にサービスを提供し、インベストメント・チェーン全体の機能向上に資するものとなるよう努めることを求めます。

本方針に同意した正会員の名称

正会員 284 (2026年3月31日現在)

アイ企業年金基金	愛三工業企業年金基金
愛知機械工業株式会社	愛知県建設業企業年金基金
愛知製鋼企業年金基金	愛知時計電機企業年金基金
秋田銀行企業年金基金	朝日新聞企業年金基金
アステラス企業年金基金	アズビル株式会社
アフラック企業年金基金	アマダ企業年金基金
A L S O K 企業年金基金	阿波銀行企業年金基金
アンデルセングループ企業年金基金	池田泉州銀行企業年金基金
石川県機械工業企業年金基金	インダ企業年金基金
いすゞ自動車企業年金基金	いすゞ自動車販売企業年金基金
伊藤忠連合企業年金基金	イノアック企業年金基金
茨城県医療機関企業年金基金	岩手銀行企業年金基金
内田洋行企業年金基金	A I G 企業年金基金
A N T 企業年金基金	A G C 企業年金基金
S M K 企業年金基金	S M C 企業年金基金
S W C C 株式会社	N E C 企業年金基金
N E C ネットエスアイ企業年金基金	N S D 企業年金基金
N O K 企業年金基金	N T N 企業年金基金
愛媛県医療機関企業年金基金	愛媛県機械金属工業企業年金基金
大分銀行企業年金基金	大垣共立銀行企業年金基金
オークワ企業年金基金	大阪ガス株式会社
大阪鉄商企業年金基金	大阪トヨタグループ企業年金基金
大阪府建築企業年金基金	大阪府電設工業企業年金基金
大阪薬業企業年金基金	岡山県自動車販売店企業年金基金
屋外広告ディスプレイ企業年金基金	オリンパス企業年金基金
外食産業ジェフ企業年金基金	花王グループ企業年金基金
科学技術企業年金基金	株式会社大林組
株式会社奥村組	株式会社電通

株式会社百十四銀行	関西みらい企業年金基金
キーコーヒー企業年金基金	北日本銀行企業年金基金
紀文企業年金基金	九州電力株式会社
キューピー企業年金基金	紀陽銀行企業年金基金
京都銀行企業年金基金	協和キリン企業年金基金
キョーリン企業年金基金	きらぼし銀行企業年金基金
きらやか銀行企業年金基金	空調衛生企業年金基金
クボタ企業年金基金	グリコ企業年金基金
群馬銀行企業年金基金	群馬県自動車販売企業年金基金
群馬県病院企業年金基金	経済産業医療企業年金基金
経済産業関係法人企業年金基金	経済産業省関係公益法人企業年金基金
KDDI 企業年金基金	京葉銀行企業年金基金
建設コンサルタツ企業年金基金	公庫企業年金基金
高知県機械金属工業企業年金基金	興和企業年金基金
KOKUSAI ELECTRIC 企業年金基金	コクヨ企業年金基金
小林クリエイト企業年金基金	佐賀銀行企業年金基金
サカタインクス企業年金基金	鷺宮企業年金基金
サッポロビール企業年金基金	三愛オブリ企業年金基金
山陰合同銀行企業年金基金	三十三銀行企業年金基金
サントリー企業年金基金	サンヨー連合企業年金基金
サンリオ企業年金基金	G & E みらい企業年金基金
ジェイティービー企業年金基金	ジェイテクト企業年金基金
JVCケンウッド企業年金基金	ジェーシービー企業年金基金
四国銀行企業年金基金	四国薬業企業年金基金
ジャックス企業年金基金	ジャトコ株式会社
JMSA 福祉企業年金基金	JAL グループ企業年金基金
十六フィナンシャルグループ企業年金基金	出版企業年金基金
情報通信設備企業年金基金	城北信用金庫
昭和グループ企業年金基金	住友ゴム連合企業年金基金
住友電気工業企業年金基金	住友電装企業年金基金

住友理工企業年金基金	住友林業グループ企業年金基金
セキスイ企業年金基金	セブン&アイ・ホールディングス企業年金基金
全環境企業年金基金	全国印刷製本包装機械企業年金基金
全国卸商業団地企業年金基金	全国情報サービス産業企業年金基金
全国シルバー人材センター企業年金基金	全国新聞業企業年金基金
全国信用保証協会厚生年金基金	全国タイル業企業年金基金
ぜんこくDB企業年金基金	全国日産自動車販売企業年金基金
全国農協関連企業年金基金	全国ビジネス企業年金基金
全国不動産業企業年金基金	全国ホンダ販売企業年金基金
全国労働衛生機関企業年金基金	全日本冠婚葬祭互助会企業年金基金
総合すまいる企業年金基金	倉庫業企業年金基金
そくりょう&デザイン企業年金基金	ソニーピープルソリューションズ株式会社
大京企業年金基金	大光銀行企業年金基金
大同生命保険株式会社	大丸松坂屋企業年金基金
ダイワボウ企業年金基金	武田薬品企業年金基金
宅建企業年金基金	千葉県日産自動車企業年金基金
千葉興業銀行企業年金基金	中央発條企業年金基金
中国電力株式会社	筑波銀行企業年金基金
D I C企業年金基金	T D K企業年金基金
鉄リサイクル企業年金基金	テルモ企業年金基金
電子回路企業年金基金	電子情報技術産業企業年金基金
デンソー企業年金基金	デンソーグループ企業年金基金
東海澱粉企業年金基金	東京エレクトロン企業年金基金
東京化粧品企業年金基金	東京建築設計企業年金基金
東京実業企業年金基金	東京都私的病院企業年金基金
東京都電機企業年金基金	東京都電設工業企業年金基金
東京薬業企業年金基金	東光高岳企業年金基金
東芝企業年金基金	東北七県電気工事業企業年金基金
東北薬業企業年金基金	東洋紡企業年金基金
東和銀行企業年金基金	トープラ企業年金基金

トーヨー企業年金基金	都市ガス企業年金基金
鳥取銀行企業年金基金	鳥取県医療機関企業年金基金
TOPPANエッジ株式会社	TOPPANホールディングス株式会社
トヨタ関連部品企業年金基金	豊田合成企業年金基金
トヨタ紡織企業年金基金	トヨタ連合企業年金基金
南都銀行企業年金基金	西日本シティ銀行企業年金基金
西日本電気工事企業年金基金	日産自動車株式会社
日産自動車九州株式会社	日産車体株式会社
日産連合企業年金基金	日生協企業年金基金
日東電工企業年金基金	日本コムシス企業年金基金
日本新薬企業年金基金	日本製鉄株式会社
日本ハム企業年金基金	日本郵船株式会社
日本LPガス企業年金基金	日本碍子株式会社
日本金型工業企業年金基金	日本金属企業年金基金
日本経済新聞企業年金基金	日本ケーブルテレビ企業年金基金
日本建設機械レンタル企業年金基金	日本広告業企業年金基金
日本工作機械関連企業年金基金	日本高速道路企業年金基金
日本光電工業株式会社	日本産業機械工業企業年金基金
日本自動車部品工業企業年金基金	日本酒造企業年金基金
日本政策投資銀行企業年金基金	日本税理士企業年金基金
日本赤十字社企業年金基金	日本熱機器工業企業年金基金
日本ビューレット・パッカード企業年金基金	ネクストプラス企業年金基金
ハウス食品企業年金基金	阪和興業企業年金基金
BIJ企業年金基金	東日本電機流通企業年金基金
久光製薬企業年金基金	日立建機企業年金基金
BIPROGY企業年金基金	兵庫トヨタ自動車企業年金基金
広島銀行企業年金基金	広島県食品企業年金基金
広島県総合企業年金基金	広島県東部機械金属企業年金基金
ファナック企業年金基金	ふくおかフィナンシャルグループ企業年金基金
富国生命保険相互会社	フジクラ企業年金基金

富士精工企業年金基金	富士通企業年金基金
フジテック株式会社	富士電機企業年金基金
フジパングループ企業年金基金	富士フイルム株式会社
富士フイルムビジネスイノベーション株式会社	ブラザー企業年金基金
ブリヂストン企業年金基金	文化シャッター企業年金基金
ベネッセグループ企業年金基金	弁理士企業年金基金
前田建設工業企業年金基金	松井建設企業年金基金
マックス企業年金基金	マツダ企業年金基金
マツダ販売企業年金基金	丸紅連合企業年金基金
マレリ企業年金基金	三浦グループ企業年金基金
三井物産連合企業年金基金	ミットヨ企業年金基金
三菱鉛筆企業年金基金	三菱電機グループ企業年金基金
三菱電機システムサービス企業年金基金	三菱電機ビルソリューションズ企業年金基金
三菱UFJニコス企業年金基金	ミドリ安全企業年金基金
宮崎銀行企業年金基金	民間放送企業年金基金
明治グループ企業年金基金	明治安田生命保険相互会社
メリダジャパン株式会社	ヤクルト企業年金基金
矢崎企業年金基金	山形銀行企業年金基金
山口県病院企業年金基金	ヤマト運輸株式会社
山梨中央銀行企業年金基金	ヤマハ企業年金基金
ヤマハ発動機企業年金基金	UBE三菱セメント株式会社
ユニ・チャーム企業年金基金	ライオン企業年金基金
LIXIL企業年金基金	リケンテクノス企業年金基金
労働者健康安全機構企業年金基金	YKK企業年金基金

ほか協力会員： 38

合計： 322